

## ひめぎんクイックカードローン約款

借主は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）の保証に基づき、株式会社愛媛銀行（以下「銀行」といいます。）とのカードローン契約（以下「本契約」といいます。）を次の各条項について契約します。

借主は、本規定の各条項を承認するとともに、保証会社の保証による本契約に基づいて、当座貸越取引（以下「本取引」といいます。）および本取引に付随する普通預金取引を行う場合には、本規定の各条項を遵守するものとします。

### 第1条（契約の成立）

本契約は、借主が本取引を開始するためには、銀行所定の手続きを行い、借主からの申込みを銀行が承諾したときに成立します。

### 第2条（本取引）

(1) 本取引は本契約に基づき銀行本支店に開設される「カードローン専用口座」（以下「ローン専用口座」といいます。）を使用する当座貸越取引とし、借主は、本取引を重複して利用することはできないものとします。ただし、銀行が認めた場合についてはこの限りではありません。

(2) 借主は、第5条に定める契約極度額を超えない範囲で、第4条に定める契約期限内において、繰り返し追加して借入できるものとします。ただし、第9条第6項または第14条に基づいて新規借入が停止され、または、第15条に基づいて本契約が終了した場合は、この限りではありません。

(3) 借主は、以下のいずれかの方法により本取引を行うことができるものとします。

①本取引を行うために銀行が借主に発行した「キャッシュカード（ローン専用）」（以下「ローン専用カード」といいます。）を第3条に従って利用する方法。

②その他銀行所定の方法。

(4) 借主が本契約に基づいて銀行に対して負担する一切の債務を「本債務」といい、本契約に基づく未払利息、遅延損害金、および、当座貸越元金の合計額を「借入残高」といいます。

### 第3条（カードによる取引の方法）

(1) 本契約の申込時に本取引に利用するカードは、ローン専用カードとします。

(2) 本取引で利用できる自動入出金機等は、銀行または銀行の提携先の自動入出金機等のうち、銀行所定の自動入出金機等（以下「利用可能ATM等」といいます。）とします。銀行は、いつでも通知等なしに利用可能ATM等の範囲を変更することができるものとします。

(3) 借主が利用可能ATM等を利用して本取引を行う場合、借主は当該利用可能ATM等の取引画面上に出力される指示に基づき操作するものとします。

(4) 借主が利用可能ATM等を利用して本取引を行う場合、借主は店頭表示または当行ホームページ記載の手数料および提携先所定の手数料を支払うものとします。この手数料は、ローン専用口座から銀行および提携先に支払われ、本債務に組み入れられるものとします。

(5) 当座貸越元金と前項の手数料の合計額が第5条に定める契約極度額を超える場合、借主は借入を行うことはできません。

(6) ローン専用カードの発行手数料（再発行手数料を含みます。）は、店頭表示または当行ホームページ記載の手数料とします。

(7) ローン専用カードによるデビットカード取引は、取扱いしないものとします。

#### 第4条（契約期限）

(1) 本契約の期限（以下「契約期限」といいます。）は、契約成立日からその1年後の応当日の属する月の月末とします。

(2) 契約期限の30日以上前にいずれの当事者からも書面により契約期限を延長しない旨の申し出がない場合、契約期限はさらに1年延長されるものとし、その後も同様とします。

(3) 契約期限の30日以上前に当事者の一方から書面により契約期限を延長しない旨の申し出がなされた場合、本契約は契約期限に終了するものとし、この場合の取扱は次のとおりとします。

①借主は、本規定の定めによらず、契約期限までに本債務全額を返済するものとします。

②借主は契約期限の翌日以降、新たに本契約に基づく借入を受けることはできないものとします。

③契約期限までに本債務全額の返済が無い場合には、銀行は保証会社より代位弁済を受けるものとします。

#### 第5条（契約極度額）

(1) 本契約の当初契約極度額は、本契約記載の契約極度額のとおりとします。なお、銀行がやむを得ないものと認めて契約極度額を超えて当座貸越を行った場合にも、本規定の定めが適用されるものとします。

(2) 銀行は、前項にかかわらず、本契約の契約極度額を当初契約極度額（借主が銀行所定の手続きにより契約極度額を変更した場合は、変更後の契約極度額をいいます。以下本条において同じ。）を超えて増額することができるものとします。この場合、銀行は、借主に対して変更後の契約極度額および変更日等必要な事項を書面で通知するものとします。ただし、借主の書面による手続きで契約極度額を変更した場合は、この限りではありません。

(3) 銀行が前項の通知を発送した以降、当座貸越元金が増額前の契約極度額を超えた場合は、前項の通知の到達にかかわらず借主が契約極度額の増額を承認したものとします。また契約極度額の増額により当座貸越元金が増加した場合に約定返済金額が第9条のとおり増額となることも同様に承認したものとします。

#### 第6条（利用限度額）

(1) 銀行は、次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、借主に通知することなく本取引において当座貸越に利用できる元金の上限金額（以下「利用限度額」といいます。）を減額（利用限度額を0にすることを含みます。）することができるものとします。また、利用限度額が減額された場合、借主は、当座貸越元金が減額後の利用限度額未満になるまで追加の借入はできません。

①借主が本規定に違反したとき、または債務不履行があったとき。

②借主の信用状況に関する審査等により、銀行または保証会社が利用限度額の減額が必要と認めたとき。

(2) 前項により利用限度額が減額となった場合であっても、銀行は、借主の信用状況に関する審査等により、銀行および保証会社が相当と認めた場合、借主に通知することなく当初契約極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。

(3) 銀行は、借主が満75歳を迎えた直後の契約期限をもって利用限度額を0とし、借主は

当該日以降新たな借入を行うことはできないものとします。

**第7条（貸越利率）**

（1）当初の貸越利率は、本契約記載のとおりとします。銀行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示またはホームページ掲載による公表、その他相当の方法で公表することにより貸越利率を相当の範囲で変更することができるものとします。

（2）本契約による当座貸越元金に対する利息は付利単位を100円とし、銀行所定の利率・計算方法により算出するものとします。

（3）銀行は、銀行所定の基準を満たす借主に対して、貸越利率を優遇して変更することができるものとします。ただし、銀行は借主に通知することなくいつでもその優遇取扱を中止または優遇幅を変更することができるものとします。

**第8条（遅延損害金）**

（1）当初の遅延損害金の割合は、本契約記載のとおりとします。銀行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより遅延損害金の割合を相当の範囲で変更することができるものとします。

（2）本契約による当座貸越元金に対する遅延損害金は付利単位を100円とし、延滞が発生した時点の当座貸越元金額に対して、銀行所定の利率・計算方法により算出するものとします。

**第9条（約定返済等）**

（1）借主は、毎月の「約定返済期日」までに「約定返済金額」以上の金額を「約定返済方法」に従って返済するものとします。

（2）「約定返済期日」は、本契約により借入残高が発生した日の属する月の翌月末日（当日が銀行休業日の場合も当日とします。）を、約定返済期日とします。以降、借入残高がある月の翌月の末日を約定返済期日とします。

（3）「約定返済金額」は、前月末日現在における当座貸越元金額に応じ、以下のとおりとします。

| 前月末日の当座貸越元金額  | 約定返済額   | 前月末日の当座貸越元金額  | 約定返済額   |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 2千円以下         | 残高      | 150万円超200万円以下 | 25,000円 |
| 2千円超10万円以下    | 2,000円  | 200万円超300万円以下 | 30,000円 |
| 10万円超30万円以下   | 5,000円  | 300万円超400万円以下 | 35,000円 |
| 30万円超50万円以下   | 10,000円 | 400万円超500万円以下 | 40,000円 |
| 50万円超100万円以下  | 15,000円 | 500万円超800万円以下 | 50,000円 |
| 100万円超150万円以下 | 20,000円 |               |         |

上表にかかわらず、約定返済時における前月までの未払利息および遅延損害金の合計額が上表に定める約定返済金額を超える場合は、その前月までの未払利息および遅延損害金の合計額を約定返済金額とします。また、上表で定める約定返済金額が、借入残高と約定返済を行った日の前日までの未払利息および遅延損害金の合計を上回る場合、借入残高と約定返済を行った日の前日までの未払利息および遅延損害金の合計を約定返済金額とします。

（4）「約定返済方法」は、以下のいずれかの方法とします。

①約定返済期日（約定返済期日当日を含みます。以下本項において同じ。）までに約定返済金額以上の金銭をローン専用口座へ直接入金する方法。

②その他銀行所定の方法。

(5) 借主は、前項に規定する約定返済方法に加え、金銭をローン専用口座に直接入金する方法により、任意に返済を行うことができるものとします。ただしこの場合、返済金の充当順位は①遅延損害金②返済日前日までの未払利息③当座貸越元金とします。

(6) 借主が毎月の約定返済期日までに約定返済金額以上の金額を約定返済方法に従って返済しない場合には、銀行は新規貸付を停止し、借主はただちに本債務全額を返済するものとします。ただし、借主が翌月の約定返済期日までに約定返済金額をすべて返済した場合には、銀行は新規貸付を再開し借主は翌月以降その月の約定返済金額を支払えば足りるものとします。

#### **第10条（返済金の充当順位）**

返済金の充当順位は、①遅延損害金、②未払利息、③当座貸越元金とします。

#### **第11条（借入残高を上回る金額を返済した場合等）**

借主が返済を行った日の前日までの未払利息、遅延損害金および当座貸越元本の合計額を上回る返済をした場合、銀行は、ローン専用口座と同時に同一支店、同一口座番号にて開設される普通預金（以下「本普通預金」といいます。）に入金するものとします。この場合、本普通預金の取扱は以下のとおりとし、以下に取り決めのない事項については普通預金規定（または総合口座取引規定）に従うものとします。

(1) 本普通預金は、返済時における借入残高を上回る返済がなされたときの借入残高と返済金との差額の受領口座としてのみ利用可能であり、以下の場合等その他の目的で利用することはできないものとします。

①各種公共料金等の自動支払口座に指定すること。

②給与、年金、株式・信託の配当金および投資信託の分配金等ならびに公社債等の元利金の自動受取口座として指定すること。

③総合口座に組み入れ、または決済用普通預金に切り替えること。

(2) 本普通預金の残高がある場合において、借主が本契約に基づく借入を行った場合、銀行は本普通預金の払戻請求があったものとして取り扱うものとします。その払戻請求額が本普通預金の残高を上回っている場合、銀行は、本普通預金の払戻を行うと同時に、払戻請求額と本普通預金の残高の差額について当座貸越を行います。

(3) 本普通預金の残高がある場合、借主は本普通預金に追加で入金することはできないものとします。

(4) 本普通預金は、本契約が解約されると自動的に解約されるものとします。また、本普通預金のみを解約することはできません。ただし、銀行が認める場合は除きます。

(5) 本普通預金は無利息、無通帳とします。

#### **第12条（期限前の利益喪失事由）**

(1) 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の通知催告がなくても、借主は本債務全額について当然に期限の利益を失い、第9条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。

①第9条に定める返済を遅延し翌々月の約定返済期日に至るも約定返済金額全額の入金なかったとき。

②支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始等の申し立てがあったとき。

③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

④借主の預金その他銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または、差押の命令の通知が發送されたとき。

⑤本債務に限らず、銀行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき、または期限の利益を喪失したとき。

⑥借主が保証会社と締結した「保証委託約款」に基づき、保証会社から保証取消の通知があったとき。

⑦銀行に差し入れた書面に虚偽の記載があり、または、虚偽の申告があったことが判明したとき。

⑧借主が住所変更の届け出を怠る等借主の責めに帰すべき事由によって借主の所在が不明となったとき。

⑨借主が銀行に開設した預金口座について、当該預金口座に係る預金規定の解約事由が発生し、銀行が預金取引の停止または預金口座の解約の通知を発信したとき。

(2) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、借主は本債務全額について期限の利益を失い、第9条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。

①銀行または保証会社が借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。

②借主が本規定に違反したとき。

(3) 借主が住所変更の届け出を怠る等借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

### 第13条（反社会的勢力の排除）

(1) 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業

務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

(3) 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前条各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

(4) 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害（訴訟費用や合理的範囲の弁護士費用を含む。）が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

(5) 第3項の規定の適用により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

#### **第14条（新規借入の停止）**

(1) 第12条第2項各号が生じたとき、銀行は契約期間中であっても通知・催告等なしに新規借入を停止することができるものとします。

(2) 前項により新規借入が停止された場合であっても、借主は本債務を第9条に定める返済方法により返済するものとします。

#### **第15条（本契約の終了）**

以下に定める事由が発生した場合、本契約は当然に終了するものとします。

ただし、銀行が認めた場合はこの限りではありません。

①契約期間が満了したとき。

②借主が本債務全額について期限の利益を喪失したとき。

③借主が本債務を完済した日より1年以上新たな借入をしなかったとき。

④当座貸越元金および第6条で定める利用限度額が0である場合。

#### **第16条（銀行による相殺）**

(1) 銀行は、本債務のうち約定返済期日が到来したもの、または第12条の定めに従って返済しなければならない本債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。

(2) 前項の相殺をする場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり預金等の払戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。

(3) 前2項により銀行が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとし、預金等の利率については、銀行の定めによるものとします。

#### **第17条（借主による相殺）**

(1) 借主は本債務と、弁済期にある借主の預金その他銀行に対する債権とを、本債務の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。

(2) 前項により借主が相殺する場合、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに銀行に提出するものとします。

(3) 本条第1項によって相殺する場合は、債権債務の利息および遅延損害金の計算期間は、相殺実行の日までとし、預金の利率については銀行の定めによるものとします。

## 第18条（債務の返済等にあてる順序）

（1）銀行が第16条により相殺する場合に、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

（2）借主から返済または相殺をする場合に、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は銀行に対する通知をもって充当の方法を指定することができるものとします。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

（3）借主による前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無等を考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。

（4）本条第2項のなお書または本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとして、銀行は充当の順序方法を指定することができるものとします。

## 第19条（債権の譲渡）

銀行が本規定に基づく債権を他に譲渡した場合、借主は、銀行から債権譲渡の通知を受けるまでは銀行を債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は、譲受人を債権者として債務を支払います。なお、借主は、銀行が借主に対して有する債権を譲渡した場合、今後将来にわたって下記の抗弁を譲受人に対して主張しないものとします。

- （1） 銀行に対して有する債権との相殺の抗弁権
- （2） 同時履行の抗弁権
- （3） 無効・取消・解除の抗弁権
- （4） 譲渡人に対する弁済の抗弁権
- （5） その他前各号に準ずる一切の抗弁権

## 第20条（譲渡、質入の禁止）

本契約にかかる一切の権利およびローン専用カードは、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することまたは貸与することができません。

## 第21条（届出事項の変更等）

（1）氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主はただちに銀行に書面または銀行所定の方法で届け出るものとします。この届出前に届出を行わなかったことで生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

（2）前項の届出を怠る等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

（3）ローン専用カードを失った場合には、借主はただちに書面または銀行所定の方法で届け出るものとします。この届出を受けたときは、銀行はただちに当座貸越停止の措置を講じるものとします。この届出の前に、電話等による通知があった場合にも同様とします。この電話等による通知または届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

（4）本人確認資料の住所、電話番号、勤務先の情報と銀行にお届けの情報が相違する場合、本人確認資料の情報を以って銀行への届出情報を変更するものとします。

## 第22条（成年後見人等の届出）

(1) 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主に補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも同様とします。

(2) 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主の任意後見契約に基づき任意後見監督人が選任されたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。

(3) 借主またはその代理人は、すでに借主が補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、借主の任意後見契約に基づき任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に銀行に届け出るものとします。

(4) 前記1項から3項各号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に銀行に届け出るものとします。

(5) 前記1項から4項までの届出前に届出を行わなかったことで生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

### **第23条（住民票等の取得同意）**

債権保全等の理由で銀行が必要と認めた場合、借主は銀行が借主の住民票の写し等を取得することに同意します。

### **第24条（危険負担・免責条項等）**

(1) 借主が銀行に差入れた証書等が、事変、災害等やむをえない事情によって紛失、消失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済することとします。なお、借主は銀行から請求があればただちに代わりの証書等を差入れるものとします。

(2) 銀行に提出した書類の印影（または暗証番号）を届出印鑑（または暗証番号）に、相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて取引したときは、書類、印章等に偽造、変造、盗用があってもそのために生じた損害については借主の負担とします。

(3) 本契約に基づく諸取引に関して権利の行使もしくは保全に要した費用（消費税を含みます。）は借主が負担するものとします。

### **第25条（合意管轄）**

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には銀行の本店または本契約記載の保証会社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

### **第26条（本契約等の変更）**

- (1) この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### **第27条（管理・回収業務の委託）**

銀行は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、本債務の管理・回収業務を委託できるものとします。



**第28条（準用）**

ローン専用カード、普通預金および利用可能ATM等の取扱いについては、本規定に定めのないものについては、カード（個人用）および消費性カードローンカード規定、普通預金規定等によるものとします。

**第29条（その他特約事項）**

借主は銀行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他銀行の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。

以上